

平成 2 3 年度 審判員相互派遣事業

1 . 事業目的

協会登録団体が各種大会に参加する場合、帯同審判員等が病気や冠婚葬祭等のやむをえない理由により欠席となり、大会に参加できなくなる場合に、協会内の審判員を代理として派遣することで、登録団体の大会参加を支援するとともに、登録団体の相互協力を高める。

2 . 事業の内容

| | |
|----------------------|---|
| 対象となる団体 | 上天草市サッカー協会登録団体（チーム） |
| 対象となる大会 | 上天草市サッカー協会登録団体が参加する全ての大会。ただし、本協会主催大会及び練習試合は除く |
| 派遣する審判員 | 上天草市サッカー協会登録団体及び個人会員の中の審判資格保有者 |
| 事業の対象となる正規審判員の欠席の理由等 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 病気・怪我 (2) 冠婚葬祭 (3) 職務における時間外勤務・出張 (4) 団体に正当な理由で審判資格保有者がおらず、資格取得講習がまだ行われていない期間 (5) その他会長が認めた止むを得ない理由 |
| 派遣に伴う費用負担等 | <p>大会規定の審判謝礼は派遣された審判員が直接受領する。ただし大会主催側からの審判謝礼がない場合は、協会規定の審判謝礼を依頼団体が負担する。</p> <p>派遣された審判員には、派遣に伴う旅費として協会の会計諸規程で定める旅費を最低基準として依頼団体が負担する。</p> <p>上記の費用は、依頼団体が派遣審判員に直接支払う。</p> |
| 派遣依頼方法 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 審判を依頼しようとする団体は、所定の依頼用紙（緊急の場合は口頭でよい）に必要事項を記入し、参加する大会の要項及び負担費用を添えて、会長に申し出る。 (2) 会長は、その依頼が適当であると判断した場合は、審判部長に提出された資料を渡し審判派遣者の選出を依頼する。 (3) 審判部長は、派遣する審判員を選出・依頼し、大会要項等の資料を依頼した審判員に渡し、依頼の承諾があった内容を依頼団体及び会長に報告する。 (4) 依頼された審判員は、資料及び負担費用等を受領し、依頼団体と集合時間や場所を確認する。大会当日は大会要項に基づき審判を勤め、審判派遣報告書を後日審判部長に提出する。 (5) 審判部長は、提出された審判派遣依頼書及び報告書を会長に送付し、審判依頼の事実を連絡する。 |

審判派遣依頼書

平成 年 月 日

| | | |
|------------------|-----|-------------------|
| 登録団体名 | | |
| 団体代表者名 | | |
| 代表者連絡先 | | (自) (勤) (携) |
| 依頼内容 | 大会名 | |
| | 期 日 | 平成 年 月 日 |
| | 会 場 | |
| 欠席審判員氏名と その理由 | | |
| その他参考事項 | | |

大会要項を添えてください。

審判派遣報告書

平成 年 月 日

| | | | |
|---------|--|---------------------|----------|
| 審判員氏名 | | | |
| 審判登録番号 | | 級 | |
| 審判実施回数等 | | 試合(主審 回、副審 回) 時 ~ 時 | |
| 試合の内容 | | 人制 試合時間 分 | |
| その他参考事項 | | | |
| 費用負担 | | 大会規定の審判謝礼の有無 有 ・ 無 | |
| | | 費用受領年月日受領印 | 平成 年 月 日 |
| 依頼団体の確認 | | 代表者のサイン | |

派遣にかかる費用負担基準

| | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 審判謝礼 | 旅 費 | そ の 他 | 合 計 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

参考 上天草市サッカー協会の会計支出に関する規程（抜粋）

（審判報酬）

第2条 審判報酬は、協会の審判配置及び手当で支給方針により、協会主催の大会等で資格保有者が審判を務めた場合は必ず支給する。

2 審判報酬の基本額は、次の各号のとおりとする。

| 号 | 試合の種類 | 主審の報酬額 | 副審の報酬額 |
|---|--|--------|--------|
| 1 | 試合時間が40分を超える試合 | 1,500円 | 1,000円 |
| 2 | 11人制でない試合または試合時間が40分以下の試合（同点の場合のPK戦及びロスタイムは含まない） | 1,000円 | 500円 |
| 3 | 小学3年以下（キッズ）の試合 | 500円 | |

3 審判派遣事業による審判派遣で、競技会の主催者側から審判謝礼が支給されない場合の加算額は上記の例をとる。

（旅費）

第3条 協会の旅費は、協会役員等が上部団体等の会議や協会からの依頼に応じて協会用務等に出張する場合に次のとおり支給する。

なお市内での協会用務に出席した場合でも、費用弁償として日当のみを支給する。ただし、一般の登録会員も参加する市内の協会用務については支給しない。

| 区分 | 基準 | 金額 | その他 | |
|------------------|---|---------------|---------------|--|
| 日 当 | （1）市内の協会用務に出席する場合 | 500円 | | |
| | （2）市外の協会用務で出張する場合 | 1,000円 | | |
| 交通費 | （1）バス、列車、船舶、航空機等を利用した場合 | 実費 | 領収書で確認 | |
| | （2）自動車を使用した場合で、燃料費が確定できる場合 | 実費 | 領収書で確認 | |
| | （3）上記によらない場合は、参加者の居住する市役所（支所）庁舎からの距離に応じた次の額 | 100km未満 | 1,000円 | |
| | | 100km～200km未満 | 2,000円 | |
| | | 200km～300km未満 | 3,000円 | |
| | | 300km～400km未満 | 4,000円 | |
| 400km以上 | | | | |
| （4）高速道路を利用した場合 | 実費 | 領収書で確認 | | |
| （5）他の自動車等に同乗した場合 | <u>（3）の2分の1</u> | | | |
| 宿泊料 | 宿泊に伴う食事は含まない | 実費 | 10,000円を上限とする | |